

## 令和7年度茨城県外国人農業労働力確保支援事業費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、農業分野において外国人労働者に選ばれる茨城県を目指すため、特定技能外国人が資格取得や講習受講（以下「資格取得等」という。）をするための経費を負担する特定技能所属機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要項で「特定技能外国人」とは、出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項で規定する在留資格「特定技能」を有する者のうち、特定技能所属機関と雇用契約を締結し、農業分野（耕種農業全般・畜産農業全般）に従事する者をいう。

2 この要項で「特定技能所属機関」とは、出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項で規定する団体のうち、茨城県内に主たる事業所を有し、かつ、農業特定技能協議会に加入している者をいう。

### (交付対象事業等)

第3条 この補助金の対象事業、事業の内容、補助事業者は、次に掲げるとおりとする。

補助事業	事業の内容	補助事業者
資格取得支援事業	特定技能外国人の農作業に必要な資格取得等に係る経費の補助	特定技能所属機関

### (補助対象経費等)

第4条 補助事業の対象となる資格・講習及び経費、交付する補助金の基準額、補助率、上限額は別表1のとおりとする。

- 算出した額に百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 補助対象期間は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までとし、この間に資格を取得したもの又は講習等を受講したものとする。ただし、修了証が発行される技能講習等については、期間内に講習を修了したものに限る。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を令和8年2月28日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定及び確定)

第6条 知事は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る事項等を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 知事は、補助金の交付の決定及び交付額の確定をしたときは、補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

### (補助金の交付)

第7条 知事は、補助金の交付額の確定後速やかに、補助金を補助事業者に精算払いにより交付するものとする。

(交付の手続きの特例)

第8条 この要項による補助金の交付の手続きについては、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとし、規則第14条による確定通知は、規則第7条の規定による交付決定通知と併合して行うものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 知事は、申請者が、第5条に掲げる書類に虚偽の記載をした場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関する補助金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

(証拠書類の保存)

第11条 申請者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

令和7年3月27日から施行する。

別表1 (資格取得支援事業)

補助対象資格・講習	補助対象経費	補助基準額	補助額	補助上限額
普通自動車免許	免許取得、外国免許から日本免許への切替え、更新手続き及び再取得手続きに要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験手数料</li> <li>・免許証交付手数料</li> <li>・海外免許翻訳料</li> <li>・更新手数料</li> <li>・講習手数料</li> </ul>	9,000 円	各補助対象資格・講習の補助額は、補助対象経費欄に定める経費の合計額と補助基準額欄に定める額のいずれか少ない額とする。	特定技能外国人一人当たりの補助額の合計は100,000円を上限とする。
大型特殊自動車免許 (農耕車限定)	「大型特殊免許取得研修」受講、及び、免許取得に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講料</li> <li>・研修テキスト代</li> <li>・試験手数料</li> <li>・免許証交付手数料</li> <li>・車の使用料 (免許センター)</li> </ul>	8,000 円		
刈払機取扱 安全衛生教育講習	講習受講に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習受講料</li> <li>・講習テキスト代</li> </ul>	13,000 円		
フォークリフト 運転技能講習	講習受講に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習受講料</li> <li>・講習テキスト代</li> </ul>	49,000 円		
ショベルローダー等 運転技能講習	講習受講に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習受講料</li> <li>・講習テキスト代</li> </ul>	47,000 円		
小型車両系建設機械 運転技能講習	講習受講に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習受講料</li> <li>・講習テキスト代</li> </ul>	19,000 円		
はい作業主任者 技能講習	講習受講に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習受講料</li> <li>・講習テキスト代</li> </ul>	18,000 円		
玉掛け技能講習	講習受講に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習受講料</li> <li>・講習テキスト代</li> </ul>	30,000 円		
床上操作式クレーン 運転技能講習	講習受講に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習受講料</li> <li>・講習テキスト代</li> </ul>	37,000 円		

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所（法人にあつては、所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

外国人農業労働力確保支援事業（資格取得支援事業）費補助金交付申請書

令和7年度外国人農業労働力確保支援事業費補助金交付要項第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 資格取得（受講修了）者氏名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3 添付書類

- (1) 交付申請額の内訳書（別紙1）
- (2) 特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用契約書の写し
- (3) 取得した免許証、又は受講した講座を修了したことを証明する書類の写し
- (4) 資格取得等経費の領収証書等の写し
- (5) 特定技能所属機関が資格取得等経費を負担したことを特定技能外国人が証明する書類（資格取得等経費の領収証書等の宛名が特定技能外国人の氏名である場合）
- (6) 在留カードの写し
- (7) 通帳の写し等口座情報が確認できる書類

4 受領方法 口座振替払

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
(フリガナ)		
口座名義		

農 経 第 号  
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

外国人農業労働力確保支援事業費補助金交付決定及び交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった外国人農業労働力確保支援事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、令和7年度外国人農業労働力確保支援事業費補助金交付要項第6条の規定により通知します。

なお、交付額の確定も行ったので、併せて通知します。

記

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1 補助金交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 金 _____ 円 |

## 交付申請額の内訳書（資格取得（受講修了）者ごとに作成）

資格取得（受講修了）者氏名

既申請額  
(円)

補助対象資格・講習			補助対象経費		補助金申請額	
資格・講習名	資格試験・講習実施者	資格取得・受講修了年月日	経費名	金額 (円)	(a) (b) いずれか少ない金額	
					(a) 経費×10/10 (円)	(b) 補助基準額 (円)
普通自動車免許			試験手数料		(a)	(b)
			免許証交付手数料			
			海外免許翻訳料			
			更新手数料			
			講習手数料			
		計				9,000
大型特殊自動車免許 (農耕車限定)			研修受講料		(a)	(b)
			研修テキスト代			
			試験手数料			
			免許証交付手数料			
			車の使用料			
		計				8,000
刈払機取扱 安全衛生教育講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
フォークリフト 運転技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
ショベルローダー等 運転技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
小型車両系建設機械 運転技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
はい作業主任者 技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
玉掛け技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
床上操作式クレーン 運転技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
(c)		(d)			(c)	(d)
補助金申請額の合計 (円)		特定技能外国人1人当たりの上限額 (10万円) から既申請額を除いた額 (円)				
交付申請額 (円)					(c) (d) いずれか少ない金額	